

## 【 2 】

|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 氏 名       | 渡 辺 久 雄<br>わた なべ ひさ お   |
| 学 位 の 種 類 | 文 学 博 士                 |
| 学 位 記 番 号 | 論 文 博 第 55 号            |
| 学位授与の日付   | 昭 和 45 年 5 月 23 日       |
| 学位授与の要件   | 学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当 |
| 学位論文題目    | 条里制の研究<br>—歴史地理学的考察—    |

論文調査委員 (主 査) 教授 織 田 武 雄 教授 赤 松 俊 秀 教授 佐 伯 富

### 論 文 内 容 の 要 旨

条里制とは、わが国の古代に施行された土地区画制度であり、いわゆる条里地割として現在も歴然と認められる条里の遺構や、条里制特有の地名の残存などを通じて、条里制が東北地方の一部を除き、畿内を中心に、広く日本全土の平野や盆地に行なわれたことは明らかである。このように、条里制は古代大和朝廷政権の成立発展と深く関連し、とくに大化改新による班田収授法と密接な関係を有するものとみなされる。それにも拘らず、条里制については日本の通史にも、律令の明文にも殆んど記載されていないため、今日まで条里制について幾多の研究が進められてきたが、条里制の起源をはじめ、条里地割、条里集落などについて、なお解明されていない多くの問題が残されている。

著者は本論文を前篇と後篇とに分ち、前篇では、条里制に関する従来の諸研究について詳細な学説史的考察を行ない、それによって、現在の条里制研究に課せられた問題点を明かにし、また後篇では、主として摂津国の地方条里を対象とし、綿密な現地調査を基礎にして、これらの問題点の解明を試みている。

前篇「条里制研究の系譜的考察」は4章より成る。条里についての総括的記載は平安朝末の「拾芥抄」をもって嚆矢とするが、第1章「明治以前の諸研究」では、著者は条里制研究がすでに江戸時代に、伊藤東涯の「制度通」などにみられるように、「拾芥抄」の記載に基づく制度史研究にはじまることを指摘している。次いで第2章の「明治・大正期の研究」では、これまでの文献的制度史的研究とならんで、明治時代には新たに、実証的歴史的研究がはじまり、とくに平城京の条坊制の研究と関連して、大正時代には、条里制研究においても、地方条里の実証的研究の蓄積を通じて、条里制自体を理解しようとする帰納的方法が確立され、歴史学的研究の分野にめざましい発展がみられたと述べる。さらに第3・4章の「昭和期の研究動向」では、条里制研究は一段と進歩し、昭和前期には、歴史学の分野では、従来の文献史的・実証的研究のほかに、条里制が広く全国に実施されるに至った背景としての律令国家の社会経済史的研究が加わったこと、また歴史学的研究ばかりでなく、新たに地理学の分野において、地方条里の実態調査を基礎にして、条里制の分布や自然環境の問題が検討されるに至ったことを強調している。昭和後期にお

いては、以上の条里制に対する歴史学および地理学の独自のアプローチの段階から、さらに両者の総合の段階に移行しつつあることを論じ、今後の条里制の研究においては、著者は地方条里を基礎にして、歴史学と地理学との総合による真の意味の歴史地理学的研究が必要であると主張する。

後篇「条里制の歴史地理学的研究」は3章より成る。第1章「現存する条里遺制の考察」では、まず条里制地名や条里遺構の分布を全国的に考察し、条里制地名は自然発生的な一般地名と異なり、条里区画の地番付として付されたものが、後の班田制の崩壊にともなって地名として残存したことを論証し、また条里遺構の復原によって河道や海岸線の移動などの自然環境の変遷、条里区画と灌漑水路の関係などの問題を論ずる。

第2章「歴史時代における条里制の歴史地理学的考察」は、著者の地方条里に関する歴史地理学的研究の中心をなすものである。すなわち第1節では、中世の春日神社領摂津国垂水西牧庄に関する史料太田文を手掛りにして、当時なお残存していた集落の立地・形態にみられる古代遺制を考察し、条里集落について従来の定説とする古代集落（集中型）——中世集落（分散型）——近世集落（集中型）という変遷過程に疑問のあることを指摘し、中世集落の分散型は、その内部における家屋の脱落による見かけ上の分散に過ぎず、条里集落は本質的には、古代以来の集中型の連続体として把握さるべきことを提唱している。また第2節では、東大寺領摂津国猪名庄絵図を基礎にして、まず猪名庄の立地する西摂平野の形成過程を述べ、次いで猪名庄がミヤケ時代から施入後の庄園経営に至るまで、海岸低地に臨むこの地域をどのように開発してきたかを、古地図とともに現地の詳細な調査に基づいて克明に究明している。さらに第3節では摂津国武庫郡の条里を大徳寺文書などの中世史料を用いて復原し、また条里以前の地方豪族による武庫地方の開発と比較して、形式的地域である郡・郷界（行政区画）と、実質的地域である氏族共同体ないし村落共同体の領域とが、律令国家のもとにおいて、どのような過程をもって地域的統合をとるに至ったかを明かにしている。

第3章「条里制起源をめぐる諸問題」では、摂津国諸郡の復原条里において、同一郡内でも経緯線方向を異にする幾つかの条里ブロックが存在することから、著者は大化改新以前に条里地割に先行して、いわゆる阡陌地割が施行され、それが後の律令制度の下において条里地割として整理・統合されたものと主張する。このように条里制起源が阡陌地割に始まるとすれば、古代の中国と日本の尺度の比較によって、阡陌地割には周尺に準ずる高麗尺が用いられたものとみなし、従って阡陌地割は朝鮮を通じて中国の井田方式が伝来したものと想定している。また条里制起源の年代については、阡陌地割の測地に磁針が用いられたとするならば、著者は一つの仮説として Geomagnetochronology を援用し、阡陌地割の各経緯線方向に地磁気偏角の永年変化値を適用して、現在の兵庫県下に含まれる条里では、阡陌地割の最盛期は3世紀末から5世紀に当るものと推定している。

## 論文審査の結果の要旨

条里制に関しては、歴史学および地理学の分野において、すでに夥しい数に上る研究が発表されているが、条里制が施行された古代の記録が今日ほとんど存していない以上、従来の方法をただ踏襲した研究では、条里制の研究も限界に達した感がある。従って著者は本論文の前篇において、これまでの研究を網羅

的に再検討して、今後の条里制研究において残されている問題点を明らかにするとともに、歴史学と地理学とを総合した歴史地理学的方法によって、地方条里の実証的研究を積み上げ、比較研究を行なうべきことを提唱しているのは、条里制研究に一つの新しい方向を与えたものと言える。

後篇では、著者は以上の立場から、また古代の条里制史料の欠如を、中世の庄園史料や庄園図によって補い、摂津国を中心とする畿内の条里制を対象として詳細な研究を行ない、条里制の起源や条里集落、条里制と自然環境などの問題について、多くの新しい見解を示している。ことに条里制起源については、著者は大化以前にすでに阡陌地割が施行されたことを主張しているが、大化改新の原動力ともいえる班田収授法が全国的に円滑に実施されたことからみても、著者の見解は蓋し妥当なものと考えられる。ただ条里制起源の年代の推定について、著者は Geomagnetochemistry の地磁気偏角を用いているが、古代における磁針の利用が立証されない限り、なお一つの仮説に止まるであろう。また阡陌地割と中国の井田方式との関係などについても、論すべき問題が残されている。

しかしこれらは著者の今後の研究に俟つとして、本論文にみられる著者の創見に富む研究が既往の水準を著しく高めたことは高く評価されるべきであり、これによって条里制の研究がさらに精密となることが期待される。

よって、本論文は文学博士の学位論文として価値あるものと認める。